

警官のピストル所持に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年一月三十一日

小川友三

参議院議長 佐藤 尚武殿

警官のピストル所持に関する質問主意書

警官が全部ピストルを所持していることは、治安の維持のため必要なことであるが、しばしば暴発等の不祥事件を起しているようであるが、これに対し政府はいかに考えているか、処見を問う。